

第4節 経済連携協定の進展

1. 経済連携協定（EPA／FTA）の意義

経済連携の推進は、締結国間の貿易投資を含む幅広い経済関係を強化する意義を有するところ、より具体的には、輸出企業にとっては、関税削減・撤廃等を通じた輸出競争力の強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減・撤廃によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。例えば、タイ向け自動車部品（20%）、インドネシア向け完成車（60%）、インド向け鉄鋼製品（5%）や電気電子機器（10%）といった製品の関税が撤廃されたほか、日 ASEAN 包括的経済連携協定、RCEP 協定、CPTPP といった広域経済連携協定によって、企業のサプライチェーンの効率化や強靱化が実現している。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金することの自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行うためのルールを定めている。

このほかにも、我が国の EPA では、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けていることが多い。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、貿易・投資の促進、電力・ガスの安定供給、模倣品対策の強化、関税・税務に関する事務手続の簡素化・透明化、外資規制緩和等につき議論し、ビジネス環境整備の一助となっている。

2. 経済連携協定（EPA／FTA）を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに多くの国が EPA／FTA を締結してきている。WTO への通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA（FTA や関税同盟等）は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、多くの RTA が通報されており、2024 年 3 月末時点で GATT／WTO に通報された発効済 RTA は 601 件に上る。

特に、アジア太平洋地域においては、2010 年 3 月に TPP 協定交渉が開始（我が国は 2013 年 7 月に交渉に参加）、その後、米国を除く 11 か国での交渉を経て、2018 年 3 月には CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が署名、2018 年 12 月に発効し、2021 年 6 月に開始された英国の加入手続は、2023 年 3 月に交渉が実質妥結し、2023 年 7 月に英国の加入に関する議定書が署名された。2013 年 3 月には日中韓 FTA、5 月には RCEP 協定についてそれぞれ交渉が開始され、RCEP 協定は 2022 年 1 月に発効した。既存の RTA 等をあり得べき道筋として、APEC 参加国・地域との間で、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現が目指されている。

また、2019 年 2 月には日本と EU の間で日 EU・EPA が発効するなど、各地域をつなぐ様々な経済連携協定の取組も進行している。

近年の動きとして、英国は、EU 離脱により FTA の締結を活発化させており、日英を始め 30 本以上の FTA を発効した。2022 年 2 月に英 NZFTA に署名し、さらにインドと 2022 年 1 月に、カナダと 2022 年 3 月に、メキシコと 2022 年 5 月に、GCC と 2022 年 6 月に、それぞれ FTA 交渉を開始した。

中国・韓国両国も、多様な国々と FTA 交渉を推進している。例えば中国は、2023 年 2 月に最初の中 ASEAN・FTA3.0 交渉会合を開催し、5 月にはエクアドルと、9 月にはニカラグアと、10 月にはセルビアとの FTA に署名した。2023 年 12 月にはシンガポールとの FTA 改定議定書に署名した。韓国においては、2022 年 12 月にカンボジア及びイスラエルとの FTA、2023 年 1 月にインドネシアとの CEPA（包括的経済連携協定）がそれぞれ発効している。さらに韓国について、アラブ首長国連邦と 2021 年 10 月に FTA 交渉を開始し 2023 年 10 月に妥結、GCC とは中断していた交渉を 2022 年 1 月に再開することで合意し、2023 年 12 月に妥結した。メキシコとは、一時中断していた交渉を 2022 年 3 月に再開することで合意している。

アラブ首長国連邦も、複数国と CEPA 締結に向けた交渉を加速させており、2021 年 9 月に輸出拡大のため、8 か国（インド、インドネシア、トルコ、英国、イスラエル、ケニア、韓国、エチオピア）との締結目標を表明した。その後、インドとは CEPA について 88 日間という短期間での交渉を経て、2022 年 2 月に署名、同年 5 月に発効している。2022 年 5 月にイスラエルと署名・翌年 4 月に発効、2022 年 7 月にインドネシアと署名・翌年 9 月発効、2023 年 3 月にトルコと署名・同年 9 月発効、2023 年 6 月にカンボジア、同年 10 月にジョージアとそれぞれ署名した。また 2023 年 10 月に韓国との CEPA 交渉が妥結した。さらにアラブ首長国連邦は 2023 年にコスタリカ、タイ、マレーシア、セルビア、ニュージーランドとそれぞれ交渉を開始し、2024 年 1 月にコスタリカ、同年 2 月にケニアとそれぞれ妥結した。アラブ首長国連邦は、最終的に日本を含む 103 か国まで CEPA 締結対象を広げ、貿易総額のうち最大 95%がカバーされることを目指している。

地域大の取組においても、CPTPP や RCEP 協定の動向に加えて、多様な動きが見られる。2021 年の ASEAN サミット議長声明にて ASEAN+1FTA の見直し（豪州・ニュージーランド、中国、インド、韓国と ASEAN）について言及され、アフリカではアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）が 2021 年 1 月から運用開始された。また北米では、カナダ・米国・メキシコによる、NAFTA の後継となる USMCA が 2020 年 7 月 1 日に発効している。南米地域においては南米南部共同市場（メルコスール）と EU との FTA が 2019 年 6 月に大筋合意したものの、現時点でまだ署名に至っていない。2023 年 2 月にはブラジル・ルーラ大統領とフォン・デア・ライエン欧州委員長（当時）の間で FTA 発効に向けた取組の強化・継続で一致するなど、動向が注目されている。

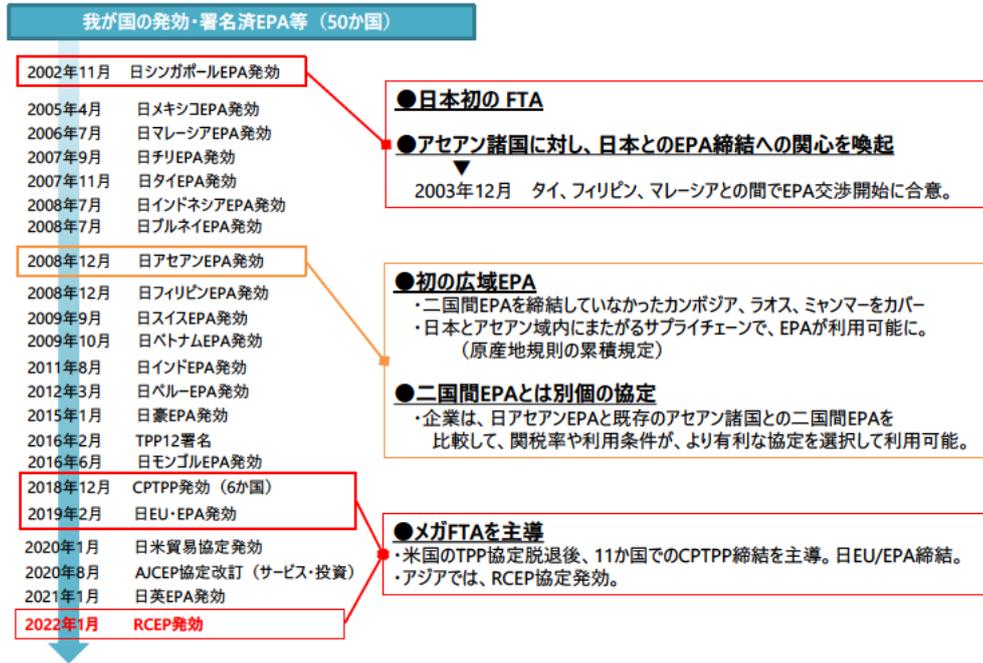
上記の包括的な EPA に加えて、分野別の協定を締結する動きも活発になっている。デジタル分野では、シンガポール、ニュージーランド、チリの 3 か国によるデジタル経済パートナーシップ協定（Digital Economic Partnership Agreement）が 2020 年 6 月に署名され、2021 年 1 月（チリは 2021 年 11 月）に発効した。同協定には、韓国、中国、カナダ、コスタリカ、ペルーが加入申請の動きを見せている。またこのほかにも、星豪 DEA（2020 年 12 月発効）、星英 DEA（2022 年 6 月発効）、星韓 DPA（2023 年 1 月発効）、EU 星・デジタルパートナーシップ協定（2023 年 1 月発効）など、様々なデジタル経済協定（Digital Economic Agreement, DEA）やデジタルパートナーシップ協定（Digital Partnership Agreement, DPA）を締結する動きが活発化している。環境分野では、グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）を締結する動きが見られる。2022 年 10 月に星豪グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）が署名され、17 の協カ

ニシアティブの概要が附属書として公表されている。うち3分野はアーリーハーベストとして成果物も同時に公表された。また2023年1月に、シンガポールとマレーシアの間でデジタル経済とグリーン経済における協力に関する枠組み（FoC）が署名された。

3. 我が国の経済連携協定を巡る取組

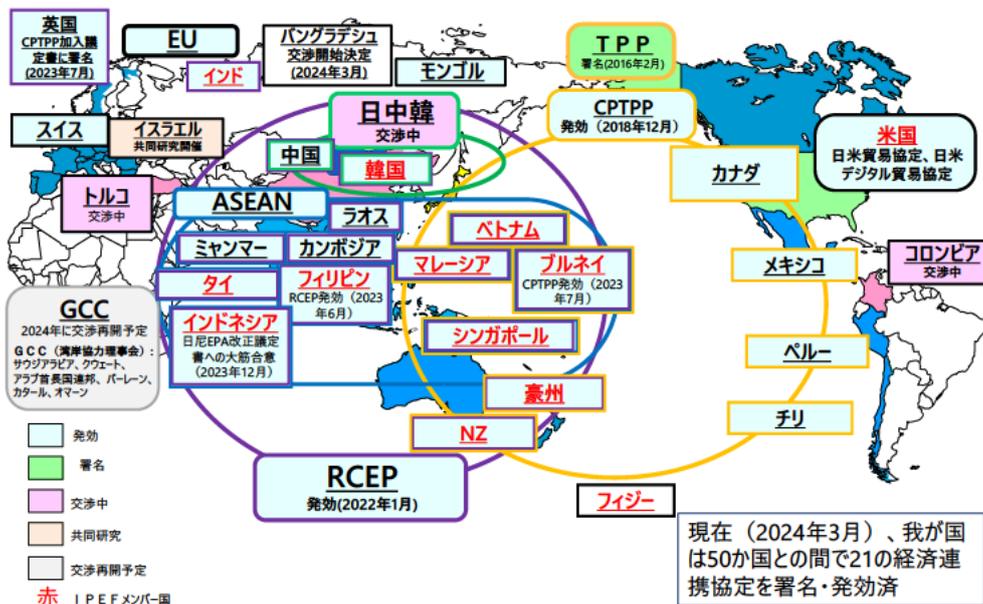
我が国は、2024年3月現在50か国との間で21の経済連携協定を署名・発効済みである。2022年1月には、RCEP協定が発効された（第III-1-4-1図、第III-1-4-2図）。

第III-1-4-1図 日本のEPA交渉の歴史



資料：経済産業省作成。

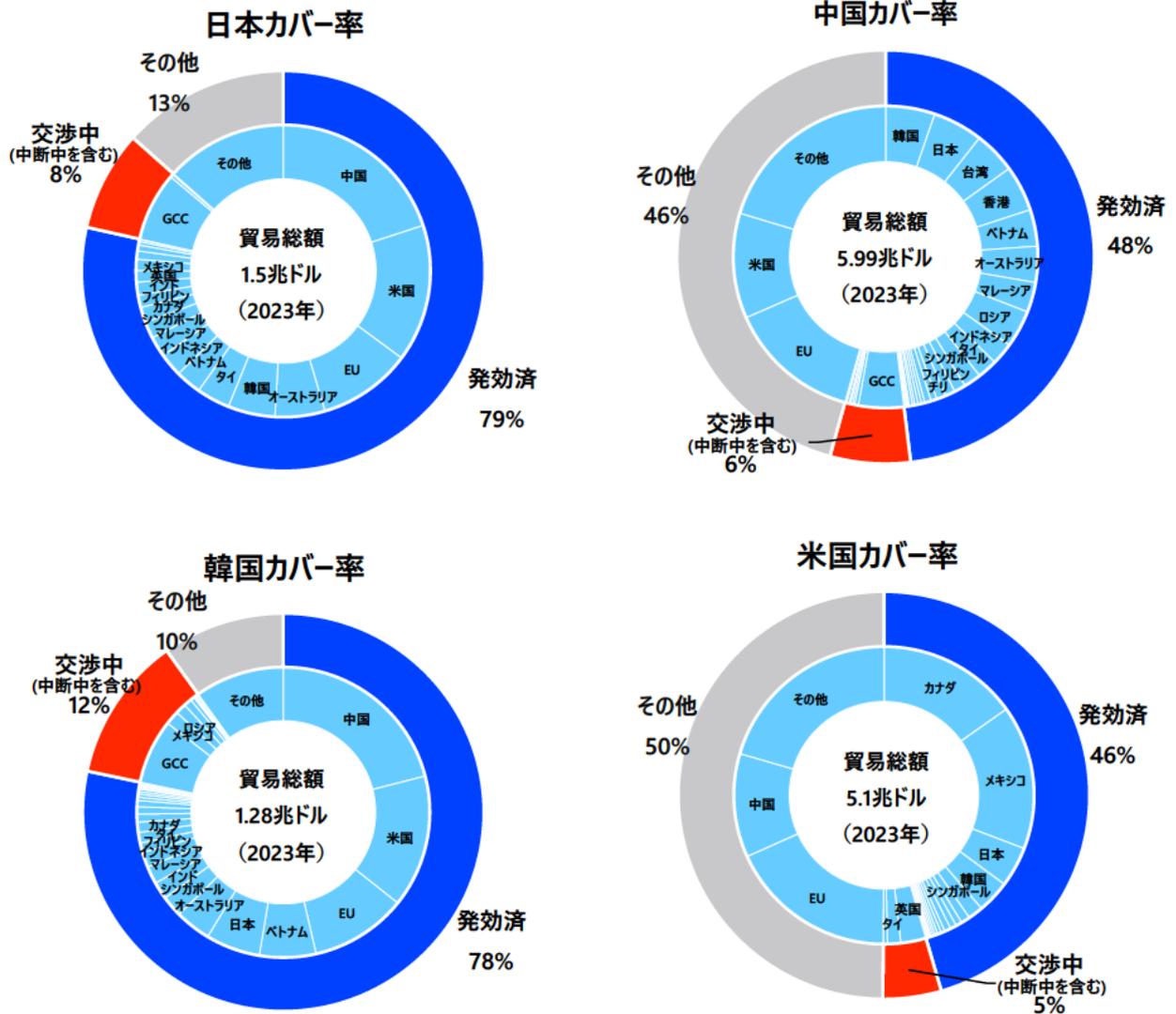
第III-1-4-2図 日本の経済連携の推進状況（2024年3月現在）



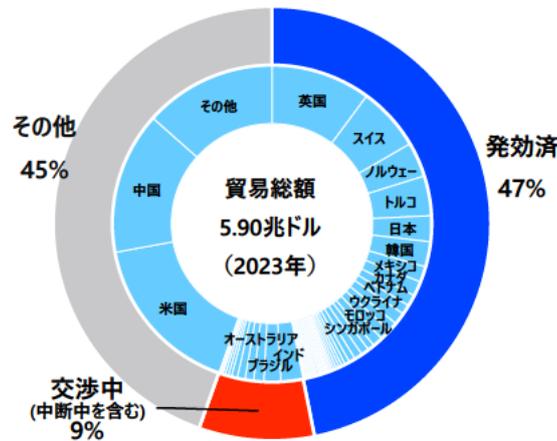
資料：経済産業省作成。

また、第 III-1-4-3 図のとおり、我が国の貿易における FTA 等のカバー率は、中国や米国、EU 等と比較しても高い水準である。自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

第 III-1-4-3 図 各国・地域の FTA 等のカバー率



EUカバー率（域内貿易含まず）



備考 1：発効・署名・交渉状況は 2024 年 3 月末時点。JETRO「世界の FTA データベース」から引用。

備考 2：「交渉中までを含む」の数字には、交渉妥結済の数字も含まれる。

備考 3：国・地域名の記載は日本・中国・韓国・米国・EU27（英国は含まれず）を特記。

備考 4：同一の国とマルチの FTA、バイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順（発効済→署名済→交渉中→その他）にカウント。

備考 5：小数第 1 位を四捨五入のため、合計は必ずしも 100%とまらない。

資料：貿易額データは IMF「Direction of Trade Statistics」より取得（2023 年、yearly data）。貿易総額は、輸出額と輸入額を足した数値。

2023 年 6 月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太方針 2023)において、「世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組む。(中略) CPTPP の高いレベルを維持しつつ、英国加入プロセスを主導し、また、RCEP 協定の完全な履行確保を図るとともに、IPEF 等において具体的な成果を目指す。」と記載があるとおり、我が国はインド太平洋地域での協力等を通じ、経済連携を更に推進し、自由で公正な貿易・投資ルールの実現を牽引する。

(1) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

(2018 年 12 月 30 日発効)

(a) CPTPP の概要

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP 協定）に関し、2013 年 3 月に参加を表明、同年 7 月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの 11 か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。日本国内においては、2016 年 12 月 9 日に、TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017 年 1 月 20 日、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く国内手続完了の通報を協定の寄託者であるニュージーランドに対して行った。

一方、2017 年 1 月 30 日に米国が TPP からの離脱を参加各国に通告し、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指して協議が行われた。その結果、同年 3 月や 5 月の閣僚会合等を経て、同

年 11 月 9 日ダナンでの閣僚会合で大筋合意に至り、2018 年 3 月 8 日に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下、CPTPP）が、チリにて署名された。その後、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州が国内手続を完了させ、2018 年 12 月 30 日にこれら 6 か国間で発効した。その後、2019 年 1 月 14 日にはベトナムを加えた 7 か国間で、2021 年 9 月 19 日にはペルーを加えた 8 か国間で、2022 年 11 月 29 日にはマレーシアを加えた 9 か国間で、2023 年 2 月 21 日にはチリを加えた 10 か国間で、2023 年 7 月 12 日にはブルネイを加えた 11 か国間で効力を生じた。

CPTPP の発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、環境など、幅広い分野で 21 世紀型の新たな共通ルールを世界に広め、自由で公正な経済秩序の拡大に資することが期待される。

(b) TPP 委員会

CPTPP 第 27.1 条・27.4 条に基づき、協定の実施・運用等の検討や締約国の連携の定期的見直し等を目的とした TPP 委員会が、CPTPP の発効後 7 回開催された。2023 年 7 月 16 日に開催された第 7 回 TPP 委員会では、英国の加入作業部会議長（日本）から提出した英国の CPTPP への加入条件が承認され、その後、英国加入議定書への署名が行われた。次いで、英国の参加を得る形で、TPP 委員会が開催され、チリ及びブルネイについての協定発効の報告、デジタル経済やグリーン経済分野における協力の進展の報告や、新規加入要請エコノミーへの対応に係る議論がなされた。

(c) CPTPP への加入要請

2021 年 2 月 1 日、英国が寄託者であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国は、2021 年の TPP 委員会の議長国として、ハイスタダードかつバランスのとれた CPTPP の着実な実施及び拡大に向けて議論をリードしていく旨表明した。

2021 年 6 月 2 日、テレビ会議形式で第 4 回 TPP 委員会を開催し、英国の加入手続の開始及び英国の加入に関する作業部会（議長：日本、副議長：豪州及びシンガポール）の設置を決定した。2021 年 9 月 28 日以降、第 1 回英国加入作業部会が開催され、英国から CPTPP の義務の遵守について説明を聴取した。2022 年 2 月 18 日に、市場アクセス交渉を開始すべく、同加入作業部会の議長国である日本から、英国に市場アクセスオファーを提出するよう伝達した。2023 年 3 月、英国の CPTPP への加入交渉が実質的な妥結に至り、2023 年 7 月 16 日、英国の加入に関する議定書が署名された。2023 年 12 月 15 日、我が国は、同議定書の効力発生のための国内手続の完了について、寄託者であるニュージーランドに通報を行った。

2021 年 9 月 16 日に中国、9 月 22 日に台湾、12 月 17 日にエクアドル、2022 年 8 月 10 日にコスタリカ、12 月 1 日にウルグアイ、2023 年 5 月 5 日にウクライナが、寄託者であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。我が国としては、加入関心を持つエコノミーが本協定のハイスタダードを満たすことができるのかどうか、しっかり見極める必要があると考えており、戦略的観点も踏まえてほかの CPTPP 参加国とも議論して対応する旨を表明している。

(d) CPTPP の一般見直し

CPTPP 第 27.2 条 1 (b) では、同協定の効力発生の日から 3 年以内に、及びその後は少なくとも 5 年ごとに、締約国間の経済上の関係及び連携を見直すこととされており、2021 年以降、CPTPP

の一般見直しに関する議論が行われてきた。2023年11月15日のCPTPP閣僚会合では、一般見直しの作業方針である付託事項（TOR）が承認され、一般見直しのプロセスを2024年に進め、その最終報告書は、次のステップについての提言とともに、2025年のTPP委員会で議論されることとされた。

(2) 交渉中 FTA（日中韓 FTA・日コロンビア EPA・日トルコ EPA・日 GCCFTA）

(a) 日中韓 FTA

日中韓 3 か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3 か国の GDP 及び貿易額は、世界全体の約 2 割²⁶¹を占める。

2013年3月に交渉を開始して以降、2019年11月までに計16回の交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2019年12月の第12回日中韓経済貿易大臣会合では、地域の経済統合や持続可能な発展に貢献するために、3か国の産業相互補完性を十分に活用し、貿易・投資の協力レベルを高めるべきであるという考えが共有され、日中韓 FTA 交渉を加速するよう事務方に指示があった。その後、同年同月の第8回日中韓サミットでは、その成果文書「次の10年に向けた3か国協力に関するビジョン」において、RCEP 交渉に基づき、独自の価値を有する、包括的な、質の高い互恵的な協定の実現に向けて、日中韓 FTA 協定の交渉を加速していくことが確認された。

(b) 日コロンビア EPA

コロンビアは、太平洋と大西洋に面する北米と南米の結節点に位置し、豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中南米第3位である約5,200万人の人口を有する²⁶²ほか、平均経済成長率は2.9%（2014-2023年）²⁶³。中南米地域で自由開放経済を主導する太平洋同盟のメンバーであり、米国・カナダ・EU及び韓国とのFTAも発効済である。日コロンビア EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待されている。

2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開催することで一致した。同年12月に第1回交渉会合が開催され、2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。

(c) 日トルコ EPA

トルコは、人口8,500万人²⁶⁴を超え（2023年末時点）、国民の年齢中央値が30歳台前半²⁶⁵と若い魅力的な国内市場を持つ。加えて、欧州及び周辺国市場への生産拠点として注目されている。日トルコ EPA によって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化が図られ、ト

²⁶¹ 外務省「日中韓 FTA 交渉」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000264138.pdf>）、2020年。

²⁶² 世界銀行「World Development Indicators」、2022年。

²⁶³ IMF「WEO」（2023年10月）。

²⁶⁴ トルコ統計局 Web サイトから取得（<https://data.tuik.gov.tr/Bulten/Index?p=The-Results-of-Address-Based-Population-Registration-System-2023-49684>）。

²⁶⁵ 同上。

ルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、トルコの投資環境関連制度の改善により、トルコへの日本企業の投資促進も図られることが期待される。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、2019年10月までに計17回の交渉会合を開催した。特に、2019年は1月・6月に閣僚級で議論するとともに、同年中に5回の交渉会合を実施するなど交渉が加速した。直近では、2023年9月に西村経済産業大臣（当時）とポラット貿易大臣が EPA 交渉加速化を含む貿易・投資の促進及び経済関係強化に関する協力覚書に署名した。同月に行われた日トルコ首脳会談においても、両首脳は EPA の早期妥結に向けて協議を続けることで一致した。

(d) 日 GCC・FTA（交渉再開決定）

湾岸協力理事会（GCC）は、中東6か国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）から構成され、5,640万人²⁶⁶の人口を擁する。同地域は世界の原油埋蔵量の約3割²⁶⁷を有し、原油生産量の約2割²⁶⁸、天然ガス生産量の約1割²⁶⁹を産出する重要な地域である。また、我が国は原油の約9割²⁷⁰、天然ガスの約1割²⁷¹を同地域から輸入している。

GCCと我が国は経済関係の強化に向け、2006年9月にFTA交渉を開始し、2009年までの間に2回の交渉会合及び4回の中間会合を開催した。2009年以降、交渉はGCC側の都合で中断しているところ、2023年7月に岸田総理がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィ GCC 事務総長と会談し、日 GCC・FTA 交渉を2024年中に再開すること、及びそれに向けた事前協議を開始することで一致し、共同声明を発出した。

(3) 日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）（2019年2月1日発効）

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EU との EPA 交渉が挙げられる。我が国と EU は、世界人口の約1割²⁷²、貿易総額の約3割²⁷³、名目 GDP の約2割²⁷⁴を占める重要な経済

²⁶⁶ 外務省 Web サイトから取得（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000547.html）、2021年。

²⁶⁷ BP 「Statistical Review of World Energy 2021」、（<https://www.bp.com/content/dam/bp/business-sites/en/global/corporate/pdfs/energy-economics/statistical-review/bp-stats-review-2021-full-report.pdf>）。クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の5か国の数値。2020年末時点。

²⁶⁸ 同上。クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の5か国の数値。2020年末時点。

²⁶⁹ 同上。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の6か国の数値。2020年末時点。

²⁷⁰ 財務省「貿易統計」

²⁷¹ 同上。

²⁷² 外務省「日 EU 経済関係資料」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100510867.pdf>）、2022年。

²⁷³ 同上。2022年。貿易総額は、日本の輸出額及び輸入額と EU の輸出額及び輸入額を足した数値。EU の貿易総額には、EU 域内の貿易総額を含む。

²⁷⁴ 同上。2022年。

的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。EU は、近隣諸国や旧植民地国を中心として FTA を締結してきたが、2000 年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国との FTA を重視するようになった。さらに、2016 年 10 月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定（CETA：the Comprehensive Economic and Trade Agreement）に署名した。また、南米南部共同市場（メルコスール）との貿易協定（EU-Mercosur Trade Agreement）は、2019 年 6 月 28 日、政治合意に至っている。

日 EU・EPA については、2013 年 3 月に行われた日 EU 首脳電話会談において、日 EU・EPA 及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意し、2017 年 4 月までに計 18 回の交渉会合が開催された後、同年 7 月に大枠合意、同年 12 月には、安倍総理（当時）とユンカー欧州委員会委員長（当時）が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018 年 7 月 17 日に署名、同年 12 月 21 日に日 EU 双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019 年 2 月 1 日に発効した。

2021 年 2 月にはテレビ会議形式で日 EU・EPA 合同委員会第 2 回会合が開催され、日 EU・EPA のこれまでの運用状況の確認や、日 EU 間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論を行った。加えて、データの自由な流通に関する規定を日 EU・EPA に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。また、2021 年 3 月までに物品貿易や政府調達、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引等 12 分野それぞれで専門委員会・作業部会を実施した。2021 年 7 月にストックテイク会合を行い、双方の問題意識を明確にした上で、同年 10 月以降に各専門委員会・作業部会の議論を開催し、各分野について具体的な議論を行った。各専門委員会・作業部会での議論を踏まえて 2022 年 3 月に第 3 回日 EU・EPA 合同委員会を開催し、データの自由な流通に関する協議を継続することで一致した。2022 年 10 月、日 EU 双方において「データの自由な流通に関する規定」を同協定に含めることについて交渉を開始する用意が整ったため、日 EU 間の正式交渉を開始することとなり、同年 10 月 24 日に第 1 回交渉会合がブリュッセルにおいて実施された。2023 年 10 月 28 日には、第 4 回日 EU ハイレベル経済対話において、日 EU の閣僚（日本：上川外務大臣・西村経済産業大臣（当時）、EU：ドンブロフスキス上級副委員長）が同交渉の大筋合意を確認した。2024 年 1 月 31 日、「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する日 EU・EPA 改正議定書が署名された。

(4) 地域的な包括的経済連携（RCEP（アールセップ）：Regional Comprehensive Economic Partnership）協定（2022 年 1 月 1 日発効）

RCEP 協定は、世界の GDP、貿易総額及び人口の約 3 割²⁷⁵、我が国の貿易総額の約 5 割²⁷⁶を占める広域経済圏を創設するものであり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化・強靱化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。

²⁷⁵ 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に関するファクトシート」（2021 年 4 月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100115475.pdf>）。貿易総額は輸出額ベース。

²⁷⁶ 同上。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA の実現により、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることを期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2012年11月のASEAN関連首脳会議において、「RCEP交渉の基本方針及び目的」が16か国（ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEPの交渉立上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回RCEP交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、3回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合の開催を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。インドは、交渉立上げ宣言以来、2019年11月の第3回RCEP首脳会議に至るまで7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後交渉への参加を見送った。我が国を始め、各国はその戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の署名は、インドを除く15か国となった。しかしながら、RCEP協定署名の際、RCEP協定署名国は、RCEP協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

署名後、各国の国内手続を経て、2022年1月1日より、日本、豪州、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国についてRCEP協定が発効し、続いて、韓国（同年2月1日）、マレーシア（同年3月18日）、インドネシア（2023年1月2日）、フィリピン（同年6月2日）についても発効した。

2022年9月17日に行われたRCEP協定発効後初めてとなるRCEP閣僚会合では、RCEP協定の運用に関わる諸事項について議論されたほか、西村経済産業大臣（当時）から、地域における自由で公正な経済秩序の実現に向けて、協定の完全な履行の重要性を強調し、協定の内容と非整合的な措置を取らないようにすることの必要性を閣僚間で再確認した。

(5) あり得べき EPA に関する共同研究

(a) イスラエル

日イスラエル外交関係樹立70周年となる2022年の11月に、日本政府とイスラエル政府は、「あり得べき日・イスラエル経済連携協定（EPA）に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023年3月、8月、9月に共同研究会合を開催した。

(b) バングラデシュ

日・バングラデシュ外交関係樹立50周年となる2022年の12月に、日本政府とバングラデシュ政府は「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究」を立ち上げることで一致し、2023年4月、7月、9月に共同研究会合を開催した。同年12月にはその成果をまと

めた共同研究報告書を発表し、同報告書において EPA 締結のための交渉を開始することを提言した。2024 年 3 月に両政府は EPA の交渉開始を決定したと発表した。

(6) EPA の一層の利用推進に向けた取組

グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、上述の新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTA の利用の促進、既存 EPA の見直し等も重要である。

CPTPP、日 EU・EPA、日米貿易協定及び日英 EPA に加え、RCEP 協定が発効に至り、以前にも増して、EPA 等の利活用が重要な段階にある。そこで、経済連携協定等を最大限に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症の下で生じた社会経済活動の変化や明らかになった課題へ対応するため、2020 年 12 月に「総合的な TPP 等関連政策大綱」が改訂され、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制を強化し、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む旨が明記された。こうした背景も踏まえつつ、経済産業省としては、JETRO や関係省庁と協力しつつ、EPA の利活用促進を目的として、①原産地証明書のデジタル化による利便性向上、②EPA 関連の国内手続のデジタル化、③きめ細やかな中小企業支援等に取り組んでいる。

① 原産地証明書のデジタル化による利便性向上

まず、海外と連携して取り組んでいる課題として、原産地証明書（以下、CO）のデジタル化が挙げられる。これまで CO は紙でやりとりされることが多く、事務コストが高いこと、CO の紛失・遅延等のリスクがあることから、EPA 等を利用する事業者からは、貿易円滑化の観点からデジタル化のニーズが高まっている。このため、前述の「総合的な TPP 等関連政策大綱」においても、CO のデジタル化について政府一丸となって取り組むこととされている。日本国税関では、既に CO の PDF ファイル等による提出を認めているが、日本で発給する CO についても、2022 年 1 月より、日タイ EPA 及び RCEP 協定において PDF ファイルでの発給に切り替えており、さらに 2023 年度には新たに日インド CEPA、日マレーシア EPA、日ベトナム EPA、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（マレーシア、ベトナム向け）、日チリ EPA でも、CO の PDF ファイルでの発給を開始した。また、2024 年度には日豪 EPA で CO の PDF ファイルでの発給を開始する。また、CO 情報を電子的に交換するデータ交換（輸出国の発給当局から輸入国税関に CO の電子データを送付）については、取引コストを更に引き下げることが期待されている。日インドネシア EPA における CO のデータ交換については、2023 年 6 月より運用を開始したほか、日タイ EPA 及び AJCEP 協定においてデータ交換の導入に向けた協議を進めている。

② EPA 関連の国内手続のデジタル化

国内における取組として、2021 年 8 月、JETRO が CO の申請書類作成を支援するソフト（通称、「原産地証明書ナビ」）を公表し、同ツールの無償提供を開始した。これにより、輸出に当たって EPA を利用／検討している企業（特に中小企業）が、CPTPP を含む EPA の CO を簡易かつ効率的に作成できるようになった。

また、令和3年度補正予算において、中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームを整備するための実証を実施した。当該実証を通じて、①輸出品及び原材料に対応するHSコードの検索、②各EPAの関税率・品目別原産地規則（PSR）の比較による最適なEPAの選択、③原産性の証明に必要な書類の準備、④原産性の証明に必要なサプライヤーからの情報提供等のプロセスをワンストップでサポートするプラットフォーム（プロトタイプ）を開発した。さらに、実証プロセスにおいて、EPAの利用が多い10業種の業界団体と協力し、業界ごとに、①EPA利用マニュアル、②原産性の証明に必要な根拠書類の標準フォーマット、③業界専門用語とHSコードの候補の組み合わせに係るデータセットを作成した。

③ きめ細やかな中小企業支援等

中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化に取り組んでいる。具体的には、CPTPP等を活用した中堅・中小企業等の市場開拓のための新輸出コンソーシアムの活用、RCEP協定・CPTPP・日英EPA・日EU・EPA・日米貿易協定等のEPAの利用に関するセミナーの実施、相談窓口の充実、解説書等の作成・配布、YouTubeやWEB広告等のSNSを通じた周知等の取組を通じて、EPA/FTAの利活用支援・海外展開支援を行っている。

また、中小企業を含めた我が国企業によるEPA利活用をきめ細かく支援するために、経済産業省と業界団体が連携した取組も進めている。例えば、特に部品点数が多く、サプライチェーンが複雑な自動車業界については、経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」において、EPA利用拡大のために、COの申請準備に係る完成車メーカーと部品メーカーの協力や、関連書類作成に当たってのデジタルプラットフォームの活用による省力化を、ベストプラクティスとして推奨している。

さらにEPAの活用を推進するための手法について検討するために、令和4年7月に、「EPA活用推進会議」を設立し、10業種の業界団体・企業や関連サービスを提供する民間企業、学識者、政府関係機関が一同に会し、前述のデジタル・ワンストップサービスの開発や、広報周知、運用改善等について議論している。